

【論文】

世代を超えた被害の社会学的疫学

——新潟水俣病の事例から——

関 礼 子

1. はじめに

ふたつの水俣病の発生から半世紀以上を経てなお、水俣病の被害の声があがり続けている。なぜ、水俣病の被害はいつまでも問題であり続けるのか。

その理由のひとつは、水俣病の補償・救済制度が抱える矛盾にある。1995年の政治解決、2004年の熊本水俣病関西訴訟最高裁判決後の行政救済、その後の水俣病救済特別措置法（特措法）¹⁾と、被害者救済の枠組みは繰り返しくられてきた。最終解決をうたいながら、いずれの救済枠組みも申請受付時期が限定されたため、最終の解決には至らなかったのである。制度が想定する時期から遅れて顕在化した被害者が、そのたびに補償・救済を求めて裁判を提訴する構図が繰り返され、最終的な解決は遠のいてきた。公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）上の水俣病認定制度は生きているが、その弊害に対処する法や制度が時限的であるという制度的矛盾からすれば、被害の

訴えが続くことは当然の帰結である（関 2015: 86）。

本稿は、2018年末現在も裁判係争中のノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟（以下、ノーモア第2次訴訟）のなかで、6名の原告がでている阿賀野川中流域のS集落を例に、集落のなかで水俣病はどのように経験されてきたのか、なぜ被害の訴えが遅れたのかを考察していく。

新潟水俣病の被害は、メチル水銀に汚染された川魚の多食という疫学条件と、水俣病に特有の症状という2つの条件で判断される。後者については、「水俣病の疑いあり」の診断書が客観的な資料になりうる。他方、前者については過去の魚介類の汚染状況、川魚を多食していた状況、水俣病の被害の特徴とされてきた被害の家族集積性や地域集積性を立証しなくてはならない。

とはいえ、高度経済成長期を経て、阿賀野川流域の生活は大きく変化してきた。さらに、阿賀野川中流域では、新潟水俣病第1次訴訟が終わって

表 1 裁判を中心にみた新潟水俣病問題の推移（2018年12月末現在）

裁判	新潟水俣病第1次訴訟	新潟水俣病第2次訴訟	新潟水俣病第3次訴訟	ノーモア・ミナマタ第1次新潟全被害者救済訴訟	ノーモア・ミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟
患者団体	新潟水俣病被災者の会	新潟水俣病被害者の会	2011年に新潟水俣病患者会	阿賀野患者会	阿賀野患者会
原告（認定／未認定）	認定患者	未認定患者	未認定患者	未認定患者	未認定患者
被告	昭和電工	国・昭和電工	国・県・昭和電工	国・昭和電工	国・昭和電工
提訴～判決（年月日）	1967.6.12～1971.6.21 地裁判決	1982.6.21～1992.3.31 （第1陣のみ地裁判決、控訴） 1996.2.23第1陣高裁和解 1996.2.27第2～8陣地裁和解	2007.4.27～2015.3.23地裁判決 控訴～2018.3.23高裁判決 上告～係争中	2009.6.12～2011.3.3和解	2013.12.11～係争中
解決の枠組み	1973年補償協定	1995年解決協定	別の新潟市を相手取った抗告訴訟高裁判決後に認定された患者は第3次訴訟を取り下げ、2名のみが裁判を継続	水俣病特措法	

から水俣病被害が顕在化したことから、被害の家族集積性も地域集積性も見えにくい。また、身内に対しても水俣病を語る事がタブー化され、世代を超えて水俣病被害に関する情報がコミュニケーションされてこなかったという事情もある。

そのため、過去の集落の漁撈や食生活を復元的に示し、水俣病被害に関する断片の情報を集めて、被害の家族集積性や地域集積性を描くことが必要となる。本稿は、S集落の過去の漁撈や食生活を検討し、裁判や被害者運動の資料、ヒアリング調査から水俣病被害史を描くこと²⁾、いわば社会学的疫学的手法から、見えにくい水俣病被害の全貌を立体的に描き出すことを目的とする。その前提となる新潟水俣病の裁判や被害者団体は、表1のようになっている。

2. S集落における漁撈の位置づけと水俣病の被害経験

2.1. 集落の概要

新潟県阿賀野市(旧安田町)S集落は、阿賀野川中流域にある34戸の農業集落である³⁾。近隣には、船頭集落といわれた千唐仁・布目や小浮(以上、旧安田町)、砂利採取業が盛んだった分田(稗河原場、旧水原町)がある。これら集落はいずれも水俣病患者を多く出している集落である。S集落は、阿賀野川の自然堤防上にあった集落で(「角川日本地名大辞典」編集委員会1989)、阿賀野川に直接に面してはいないが、農業用水(新江用水、新川)がひかれていた。阿賀野川から用水路(幹線)へ流れた水が、支線の用水路、そこから枝分かれした水路を通して各水田に流れ込むのだが、それらは「川」、「用水」、「排水」、「掘りっこ」などと呼ばれた。

農業は米作を主体とし、農作業のための牛馬、採卵のための鶏などを飼っていた。野菜は女性たちが市で売って「小遣い銭」とした。卵は年寄りのタバコ銭にした。冬場は俵や縄をなう藁仕事があり、箒づくりが盛んな頃は、50本をひとま

めにして問屋に売った。高度経済成長の頃になると出稼ぎ、日雇い仕事に従事する人も出てきた。

生活はほぼ自給自足であった。米と野菜をつくり、川魚を獲り、冬場に採卵できなくなった鶏をつぶして肉とした。たまに、海沿いの地域の「ハマの衆」が自転車で行商に来ると、米と海魚を物々交換した⁴⁾。市で海魚を買うこともあった。

2.2. 水俣病発生前後のS集落の状況

新潟水俣病が発生した1965年は、経済成長により生活状況が大きく変化していく時期である。当時の生活状況は現在の感覚では捉えきれないところがある。この頃、S集落では米の脱穀後に残る糠殻を用いて「ぬか釜」で飯を炊き、「掘りっこ」で洗濯をした。阿賀野川で汲んだ水を飲んだ。集落に商店はなく、近隣の千唐仁、小浮、分田にあった「タバコ屋」で、時折、酒、菓子や缶詰、自家製の豆腐や納豆を買った。生鮮食料品はおいでいなかった。「肉だけでなく、豆腐や油揚げもめったに食べられなかった」、「納豆は冬になると家をつくった」、「小浮の店屋の子どもは弁当に魚肉ソーセージを入れてきたことがあるが、ソーセージなんて食べられなかった」頃である。

電化製品もまだ普及していない時期であった。1965年の冷蔵庫普及率は50%で、この頃はまだワンドアのフリーザー付き冷蔵庫が主流だった。2ドア式冷蔵庫の普及が本格化するのは1969年頃で、ほぼ全家庭に冷蔵庫が普及するのは1975年である(家庭電気機器変遷史編集委員会1979, 1983)。

川魚は獲ったその日のうちに煮るか、囲炉裏で焼いて食べた。コイを除けば、刺身で食べることはあまりなかった。冬場は雪のなかに魚を埋めて貯蔵した。池を掘って魚を放しておく家もあったが、大量に保存するというはなかった。

冷蔵・冷凍保存ができないため、食べきれないほど獲れたときには、近隣に分けた。囲炉裏で焼いて保存することはできるが、一定量以上を串に刺して焼くことはできないし、手間もかかる。た

表2 S集落における漁撈暦

1月	
2月	○雪が固まると、長いヤスで土手から深みにいる寒ブナを獲る。1尺以上のフナは尺ブナといった。
3月	○春は用水でコイ、フナ。
4月	○田植えが終わった頃のライギョ。
5月	○サツキの頃はナマズ、フナ、コイが用水に産卵にのぼってくる。アミでおさえた。夜はカンテラを使った。
6月	「いっちゃんおいしい時期」。夜釣りもした。
7月	○夏のアユ。鑑札を買って獲った。焼いてツトにいっぱい刺した。
8月	○アユの次はドジョウ。
9月	○二百十日は、川を区切って水を抜き、魚（ドジョウなど）を獲った。
10月	
11月	○カニは秋の稲刈りが終わる頃。
12月	○冬はあまり魚を獲らない。○冬はコブナなどの雑魚を獲る。

くさん川魚が獲れれば、「いっぱい獲ってきたなあ、(処理に時間がかかるので) 畑仕事できないなあ」と言われることもあった。たくさん獲れたときは、ごく普通に近所に配布した。魚を届けることもあるが、「夕方、タライにとってきた魚を入れておいておくと、欲しい人は顔をだしてもらっていく」という情景もあった。集落内では「くれるの当たり前、もらうの当たり前」だった。

自給自足の生活とは、土地の風土のなかで暮らすということである。風土のなかで暮らすことは、自然環境を最大限に利用して生活を組み立てるということである。自給自足の生活は必要なものを必要なぶんだけ得ることで成立するが、これは世帯内で完結するのではない。交換を通して資源は必要な世帯に再分配されていく。隣の千唐仁や小浮の親戚や友人などから川魚がおすそ分けされることもあり、集落間での交換を通して得た川魚も集落内で再分配された。

2.3. 川魚漁

輸送網が十分でなく、冷蔵・冷凍での運送技術も発達していなかった時期、S集落では米や野菜、川魚が食事の基本だった。阿賀野川や農業用水で川魚を獲るほか、水田漁撈も営まれた。S集落の漁撈暦をヒアリングによって復元したのが表2である⁵⁾。

表3 漁撈に従事していた世帯と漁法

漁法	軒数
ヤス、アミ、釣り	2
アミ、釣り	3
ヤス、アミ	1
アミ	3
釣り	6
不明	4
計	19

漁法は、主に釣り、アミ（投網）、ヤスであった。S集落の当時の36世帯のうち、聞き取りや第二次訴訟、ノーモア第2次訴訟の陳述書から、過去に漁撈をしていたことが確認できたのは19軒（52.8%）、そのうち舟を所有していた家は2軒、鑑札を持ってアユをとった家は1軒だった（表3）⁶⁾。

なお、水田内にツツ（ウケ）を設置して魚を獲る漁や、田んぼの水を抜く二百十日の漁は、ここで示した19軒に限らず、集落全体で行っていたとみられる。

2.4. 川魚の調理と保存

S集落は「川魚を豊富に食べられた」場所であ

表4 川魚の調理法や食味

○ミゴを焼いて醤油をつけて食べた。
○ハエは煮たり、から揚げ、てんぷらにした。
○ヤツメは焼いて干してから食べると目に良い。
○ライギョやナマズは身が柔らかく淡泊である。
○小さいフナ（フナッコ）は甘露煮にした。
○フナは味噌煮、甘露煮にした。
○カニは塩茹でにして殻を割って身をしゃぶった。ミソも食べた。一度に二匹も食べた。
○川ガニは味噌汁に入れた。
○イトヨはよう食った。
○川エビは味噌汁やてんぷらで食べた。
○コイはコイ汁、甘露煮にした。
○ナマズは甘露煮にした。
○ドジョウはゴボウのササガキと煮て卵とじにした（柳川風）。
○川魚は出汁にしたが、ハレの日のご馳走には「煮干し」を買い求めて使った。
○川魚は醤油煮や味噌煮で、骨まで食べるように柔らかく煮た。
○川魚は焼いたものを、水からゆっくり煮て、骨が柔らかくなってから味噌を入れる。
○雑魚を味噌で煮て「魚味噌」にした。

る。調理方法は、魚の種類に関係なく、焼くか煮るとするのが一般的だが、から揚げにしたという家もあった（表4）。魚は塩焼にすることもあったが、焼いた後に醤油に漬けて（焼き漬け）食べることが多かった。

水田用水期の漁は、小規模であっても繰り返し漁ができ、温かい気候のため「焼き干し」での保存に不適であるから、二、三日中に自家消費されるオカズトリの漁であるのに対し、水田乾燥期は、用水路の排水をして大量の魚を一度にとることができ、寒冷な時期であるため「焼き干し」での保存に適していると指摘される（安室 2005）。

ただし、アユやサケの「麴漬け」、アユやヤツメの「焼き干し」、サケの「塩引き」を除けば、S集落の川魚は特別に珍重されるものではなく、「焼き干し」して大量に長期保存する必要もなかった。池にコイを放しておく、雪の中に入れて保存するということがあったが、たくさん獲れば「余所にやる」のが基本であった。川魚は、「獲って食べる」、「もらって食べる」もので、買って食べる物ではなかったし、アユやサケを除

けば、日常（ケ）の食であって、ハレの日に食べる食ではなかった。

3. 川魚の汚染状況ならびに喫食中止時期

S集落で食べられていた川魚のうち、個体差はあるが、水銀値の高い魚種はニゴイ、川ガニ（モクズガニ）、ウグイ、ナマズ、ライギョであり、水銀値の低い魚はコイ、オイカワ、アユ、ヤツメであるとされる（本間 1995: 125）。他方、1964年以前に捕獲された幼魚中の総水銀値をみると、オイカワからもウグイより高い水銀が検出されている（滝沢 1979: 217）。

阿賀野川の水銀汚染の継時的変化をみると、川魚の水銀量は1965年から66年にかけて激減するが、その後は上下しながら横ばい状況となり、1978年に阿賀野川の「安全宣言」が出される。この間、流域には新潟県から川魚の採捕・食用規制が出されていたが、特に阿賀野川流域の中・上流域では、はじめて認定患者がでる1972年までは、川魚が喫食されていた。S集落でも、「危険

だ」と噂が出ると食べないようにし、「心配ない」と噂が出ると食べたりするような状況があった⁷⁾。ノーモア第2次訴訟原告へのヒアリングでは、言葉を濁しながらも、「10年前まで」、「5年前まで」川魚を獲り、長く喫食していたと語る人もいた。

S集落で食べていた魚種が具体的に確認できたのは4世帯である。ウグイは全国の川に広く生息するため、生物汚染指標として用いられる、汚染魚の代表格である（新潟県生活環境部 1979: 92）。このウグイを食べたと確認できたのは世帯番号1だけだが、同じく汚染魚の代表格で新潟県の阿賀野川総合調査で水銀値を測ったニゴイやフナは、4世帯すべてで食べていたことが確認できた。

4. 被害の顕在化プロセスとS集落の被害状況

S集落における新潟水俣病患者の顕在化プロセスは、おおまかに3つの時期に区分できる。第1期は、1972年に阿賀野川中・上流ではじめて認定患者が出てから、1976年と1977年の旧安田町での自主検診、1982年の第2次訴訟提訴を経て1995年の「政治決着」、その後の水俣病総合対策医療事業の申請打ち切りまでである。第2期は、新潟水俣病第3次訴訟の提訴、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（ノーモア第1次訴訟）の提訴と和解、水俣病特措法の締め切りまでである。第3期はノーモアミナマタ第2次新潟全被害者救済訴訟（ノーモア第2次訴訟）の提訴後から現在に至るまでである。

4.1. 第1期——自主検診運動から水俣病総合対策事業申請の締め切りまで

4.1.1. 中上流の患者認定と明和会の結成

新潟水俣病の認定患者が阿賀野川の中・上流にでたのは1972年、第1次訴訟判決後である。当時、認定患者は新潟水俣病被災者の会に入り、新潟水俣病共闘会議とともに補償協定締結のための運動を行っていた。だが、S集落を含む旧安田町では、「再三にわたる共闘会議の患者組織の一本

化の申し入れを拒否し続け」、「明和会」が結成された⁸⁾。明和会の事務所は旧安田町役場におかれ、塚田十一郎参議院議員（当時）が明和会の代表になった（のちに本田富雄安田町町長、当時）。

当初は10数名で組織した。最初から、共闘会議とは別組織である。ここは塚田十一郎の選挙地盤で、塚田さんは代議士もやったし、知事もやった。弁護士資格も持っていたから、本田（富雄）町長に相談して、塚田さんに代理人をお願いすることになった。しかし、途中で塚田さんと連絡がつかないことがあって、本田町長に代理人をお願いした。明和会の補償契約は共闘会議と同じものだが、交渉は個別で行った。⁹⁾

塚田さんは参議院もしていて、町に選挙地盤の一部があった。共闘会議からの呼びかけがあっても、ここらへんの人は共産党を嫌ったので、明和会をつくることになった。患者の会は、自分の立場からすると、一本になっていたほうが良いのだが、二本に分かれている。¹⁰⁾

第1次訴訟後に認定された患者は、阿賀野川沿いの千唐仁や小松だけでなく、阿賀野川の本流から離れた保田からもまとまった人数が出て、多くは明和会に所属した。もちろん、少数ではあるが、共闘会議の支援する新潟水俣病被災者の会に入る人もいた。そのような人からみれば、明和会に入っている人は、どんなに仲が良い間柄でも「水俣病の“み”の字も出さない」し、「水俣病の話にはあまり興味がない」素振りに見えた¹¹⁾。

明和会は独自の動きをするため、被災者の会が昭和電工と補償協定を結ぶ際に足を引っ張るようなところもあった。だが、1973年に補償協定が結ばれると、明和会は補償協定の蚊帳の外におかれ、1977年頃までは死亡後の追加補償金が支払われないなど、補償格差の問題を抱えることに

なった。

このように、旧安田町の認定患者は、阿賀野川流域の他市町村の認定患者と異なって、独自に明和会という組織をつくった。そして、この時期のS集落の認定患者は1名のみであった。

4.1.2. 旧安田町を中心とした自主検診運動

旧安田町の阿賀野川沿いの集落では、新潟水俣病第1次訴訟後に集団検診の実施を求める運動、自主検診を実施する運動、行政不服審査請求をすすめる運動が独自に展開された。

千唐仁を中心に実施された1973年の行政によ

る集団検診（船頭検診）は、流域住民の要求で実現した、最初で最後の公的な集団検診であった。この検診の後で、さらなる集団検診の実現を求めて保健所、旧安田町、新潟県などに「要望書」が出された。

当時の「地元で集団検診を実現させる会」の資料によると、集団検診を求める運動は、「認定されてる者と同じように魚を食べて来て、棄却後も、少しも体の具合がよくなり、なぜ棄却となったのかの一言の説明もなく、また他の病気であるとか治療とかの説明もないまま、たった一枚の棄却通知で処分され、これでは納得できない」という

表5 S集落の自主検診受診希望者（1976年と1977年の2回分）

患者番号	世帯番号		発症年	男/女	備考
1	1			女	第2次訴訟中に認定
2	2			男	後に家族が特措法で救済
3	3			女	特措法で救済
4	11		S34 発症	女	
5	12			女	
6	14			女	特措法で救済
7	16				斎藤医師の診断を受ける
8	17		S36 発症	男	二次訴訟原告、医療手帳
9	23			女	医療手帳
10	24		S35 発症	女	
11	27		S34 発症	女	
12				女	
13	28		S37 発症	女	家族が斎藤医師の診察を受ける
14				男	
15	29		S34 発症	女	斎藤医師の診察を受ける
16	30			女	転居、2次訴訟原告
17	35			男	
18	36			男	
19			S40 発症	女	

出典：自主検診（第1回、第2回）受診希望者リストをもとに作成。

注：世帯番号は資料「S集落における被害顕在化状況」に対応。

ところから始まった。

この運動の中で、「他にも、そのような症状があるという人が大勢いるということ」が明らかになっていった。

この運動は「あくまでも健康被害を受けた者として“なんとかしてくれ”という素朴な要求」であり、「私たちの病苦と運動（やり方）を理解してくれる人であれば、だれからでも力になってもらおう」という立場で進められた¹²⁾。

旧安田町では、1976年、1977年の2度にわたり自主検診が実施されており、それぞれ約100名が受診した¹³⁾。このうち、当時の検診希望者と検診結果一覧の2つの名簿からS集落に在住した者の情報を拾うと、表5のように19名、16世帯となる。当時のS集落36世帯の44.4%の世帯で、身体に何らかの不調を感じ、不安に思っている人がいたことがわかる。また、名簿に記載の生年月日を見ると、明治生まれ6名、大正生まれ10名、昭和戦前生まれ3名であり、高齢の人から水俣病の訴えがあったことを確認できる。

旧安田町では、水俣病に認定されることは、厳しい環境に身を投じることであった。認定になるとすぐにその情報が集落中に伝わる、認定になってタクシー運転手をやめざるを得なくなった、土木の日雇いをしていたがやめるように言われて仕事を失った、子どもが結婚する時期で水俣病にならないよう診察を避けた、家族から1名以上の認定患者がでると水俣病のマキ¹⁴⁾だと思われるので認定申請を避けた、認定患者になって恥ずかしいと自死した人がいた。

こうした状況であればこそ、潜在患者の顕在化には、地域ぐるみで集団検診を求める運動が重要だった。S集落では、資料「S集落全世帯における被害顕在化状況」の世帯番号17を介して世帯番号36に相談があり、そこから自主検診の受診希望者が集まったという経緯があった。1976年の自主検診の受診者のみをみると、表6のように千唐仁・布目、小浮・小浮新田に次いで、S集落の受診希望者数が多いことがわかる。

表6 地区別受診者数

地域	人数
千唐仁・布目	50
小浮・小浮新田	17
S	13
保田	1
小松	7
三川村石間	2
五泉市佐取	3
計	93

出典：関（2003:205）を一部修正。

注：「安田町水俣病検診結果一覧表」より作成

しかし、地域ぐるみでの顕在化であっても、家族にさえ水俣病については隠していた状況があった。実際、ノーモア第2次訴訟の原告になった人であっても、自身の親が水俣病ではないかと不安を抱えて過去に自主検診を受けていた事実を知らなかった。

4.1.3. 行政不服審査請求の運動から第2次訴訟提訴へ

2度目の集団検診が行われた1977年、新潟ではじめて行政不服審査請求の口頭審理が行われた。行政不服審査請求は1977年から1987年までに160件行われたが、1979年に1件、1982年に1件、計2件の棄却処分が取り消しになっただけであった。この頃、認定申請が棄却される未認定患者が大量に生み出されており、潜在患者が名乗りをあげるには難しい状況にあった。

77年の12月21日だったと思います。若い奥さんが、病苦で細い細いいちじくの枝で首をくくって命を絶ってしまいました。ダンナさんは、やはり水俣病を棄却になっている人でした。奥さんは、なかなか申請に踏み切れないでいたところでした。早朝でまだ家族が寝ていた頃の出来事です。その前の晩、奥

さんは私に、「クスリはからだに合わないようだし、灸や薬草をはじめたらバカにいい接配なんですヨ」と話してくれていました。ダンナさんは、「これまでの苦労が水の泡になってしまった、悲しいよりくやしい」と涙を流しておられました。結婚してほんとうに元気に過ごせたのは何年もなかったそうです。(旗野 1985)

集団検診、さらには行政不服審査請求と、独自の運動を続けてきた旧安田町の運動は、第2次訴訟の提訴へとつながっていった。S集落で一度は顕在化した水俣病被害者のうち、第2次訴訟にまでたどり着いたのは2名である（うち1名が裁判の途中で認定）¹⁵⁾。裁判の原告になるには心理的に敷居が高く、また1世帯から代表して1名だけが原告になるというケースが多々あった。すでに認定患者が出た家は、新たな患者を出さないようにしていた。そうしたことから、1992年の第2次訴訟の第1陣判決後、国の水俣病総合対策事業に申請し、医療手帳の対象になったのは、裁判原告だった1名をあわせて、わずか2名にすぎなかった。

4.2 第2期——第3次訴訟、ノーモアミナマタ第1次新潟訴訟提訴から特措法締め切りまで

4.2.1. 新たな患者の顕在化

2004年の熊本水俣病関西訴訟判決で国の責任が認められた後に、不知火海沿岸では新たに認定申請を求める動きが出てきたが、新潟では目立った動きは見られないでいた。しかし、2007年の関西訴訟最高裁判決後初の認定審査会で2名が認定され、同年、新潟水俣病第3次訴訟が提訴された。また、2009年にはノーモア第1次訴訟が提訴された。

新潟水俣病の診断に長く携わってきた医師は、斎藤恒医師と関川智子医師である。新潟水俣病第3次訴訟は斎藤恒医師が診断した患者が主に原告

になっており、ノーモア第1次訴訟は関川智子医師が診断し、「阿賀野患者会」に所属している患者が主な原告である。

S集落のなかで斎藤医師の診断を受けた人は5世帯7名であるが、その診断結果は不明である。また第3次訴訟およびノーモア第1次訴訟の原告になった患者は0名である。

ノーモア第1次訴訟が提訴された2009年に特措法が制定され、2010年から申請受付が始まった。原告173名中、すでに認定された2名を除く171名が特措法の救済対象となり、裁判は2011年に和解した。特措法に基づく救済策の受付は2012年には締め切られたが、阿賀野患者会が把握している患者情報によれば、S集落では19世帯27名が対象になった。

4.2.2. 被害顕在化を促した要因

自主検診運動から第2次訴訟への流れのなかで、いったん顕在化した被害者が再潜在化したことを論じてきた。自主検診運動で顕在化した19名のうち第2次訴訟に加わったのは2名のみであった。特措法の申請過程で新たな被害者が顕在化し、19世帯27名が救済されたが、これは自主検診運動に加わった人よりも若い世代の人で、過去の自主検診運動については親世代から聞かされていなかった。後にノーモア第2次訴訟で顕在化する人であっても、当時は第2次訴訟についての関心は高くなく、S集落から顔や名前を出して活動していた第2次訴訟原告（「資料 S集落全世界帯における世帯別被害顕在化状況」の世帯番号17¹⁶⁾）についても、「またテレビにでていたわい、くらいで見えていた。気にかけていなかった」という状況であった。

そうしたS集落の雰囲気に変化するのには、世帯番号9の働きかけによるところが大きい。阿賀野患者会のメンバーであった世帯番号9は、自らも特措法により救済されていたが、S集落内で特措法の救済を受けた人の名前を具体的にあげながら、関川医師の検診を受けるよう1軒1軒、声をかけ

て歩いたという。こうした地道な潜在患者の発掘運動によって顕在化した4世帯6名が、ノーモアミナマタ第2次訴訟の原告になった¹⁷⁾。

4.3 第3期——ノーモアミナマタ第2次訴訟の提訴から現在まで

特措法は水俣病問題の最終解決を目的として制定された時限立法である。その前文には、次のように書かれている。

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方々が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

こうした事態をそのまま看過することはできず、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることとする。これにより、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。

しかしながら、特措法が申請期限を設けたことに対しては、当初より潜在患者の申請の遅れが懸念され、問題の最終解決につながらないと指摘されてきた。事実、新潟でも申請に間に合わなかった22名が、2013年にノーモア第2次訴訟を提訴した。原告数は、2018年末現在、11陣136名にのぼっている。

S集落の4世帯6名というのは、集落の世帯数や人数からみても、さほど多いとは言えない。しかし、みてきたように、S集落の被害の顕在化には自主検診受診時の19名と、特措法救済時の27名というふたつのヤマがある。その間に約40年

の歳月があることから、被害の顕在化は、親世代から子世代にシフトしてきたことがわかる。こうした異なる時期の被害を一覧してみると、S集落の被害の家族集積性や地域集積性が浮かび上がってくる。

資料「S集落全世帯における被害の顕在化状況」をみると、36世帯のうち、被害の顕在化を確認できなかったのは4世帯のみであり、残る32世帯には過去に被害を訴えた人がいることがわかる。世帯ごとに顕在化した人の合計は、把握できただけで52名にのぼる。もちろん、その背後には、身体的に症状を持ちながら、顕在化の機会を持たずに亡くなった人もいただろう。

5. 犬猫の狂死からみた地域被害の状況

ノーモア第2次訴訟の原告らは、医師から「水俣病の疑いあり」の診断書は得ているものの、汚染された川魚の多食という疫学的要件を客観的に立証することの困難を強いられている人々である。そこで、前節では、世帯ごとの水俣病顕在化プロセスから、水俣病の被害の特徴とされる地域集積性や家族集積性を示してきた。

ところで、S集落は農業集落であり、阿賀野川の本流だけでなく農業用水や田んぼで漁撈を行ってきたことから¹⁸⁾、汚染された川魚の多食という状況もやや見えにくい。そこで、見えにくい地域被害をより可視化するために、本節では、犬猫の狂死に着目しながら、川魚の分配の流れを可視化してみたい(図1)。

S集落では、2軒の家で犬猫の狂死があったと記録されている。1軒は新潟水俣病の公式発表以前の1962~63年ころ、もう1軒は公式発表の1965年である。この2軒は、どちらも1976年に降に中流域で展開された「地元で集団検診を実現させる会」の運動のなかで顕在化した患者宅である。1982年提訴の第2次訴訟では、それぞれ1人ずつ原告が出ている。資料「S集落全世帯における被害顕在化状況」に示すように、1名は裁判

途中に認定され（世帯番号1）、もう1名は裁判の和解後に総合対策医療事業の対象者になった（世帯番号17）。

世帯番号17は自分の家でも川魚を獲っていたが、同じ第2次訴訟原告が出ている千唐仁と稗河原場の家から川魚をもらっていた。他方で、ノーモア第2次訴訟原告のいる世帯番号4と世帯番号8に川魚を配布している。世帯番号4は川魚漁をしていないが、特措法で2名が救済された世帯番号7、ノーモア第2次訴訟原告の出ている世帯番号11からも川魚をもらっている。また、世帯番号8は犬猫の狂死があった世帯番号1からも川魚を入手し、特措法での救済者がいる世帯番号13に川魚を配布している。

ちなみに、現在、S集落の犬猫の狂死について尋ねてみると、「このあたりは猫を飼っている家は少ないようだ」、「別の地域で狂死したというの

を聞いたことがある」などの答えが戻ってくるのみで、集落内で犬猫の狂死があった話は伝わっていないようである。S集落を含めて、新潟水俣病の地域被害状況を明らかにすることが難しいのは、被害の顕在化の時期が異なると世代も変わること、また世代間で水俣病の被害経験がコミュニケーションされてこなかったことに因っている。

6. 社会的に捉えられたS集落の地域被害

新潟水俣病発生当初に戻って確認すると、S集落の生業および食文化の特徴は、以下のように整理できる。

- ①流通や小売りが未発達で、ほぼ自給自足の生活が営まれる状況にあった。
- ②川魚は日常（ケ）の食で、煮たり焼いたりし

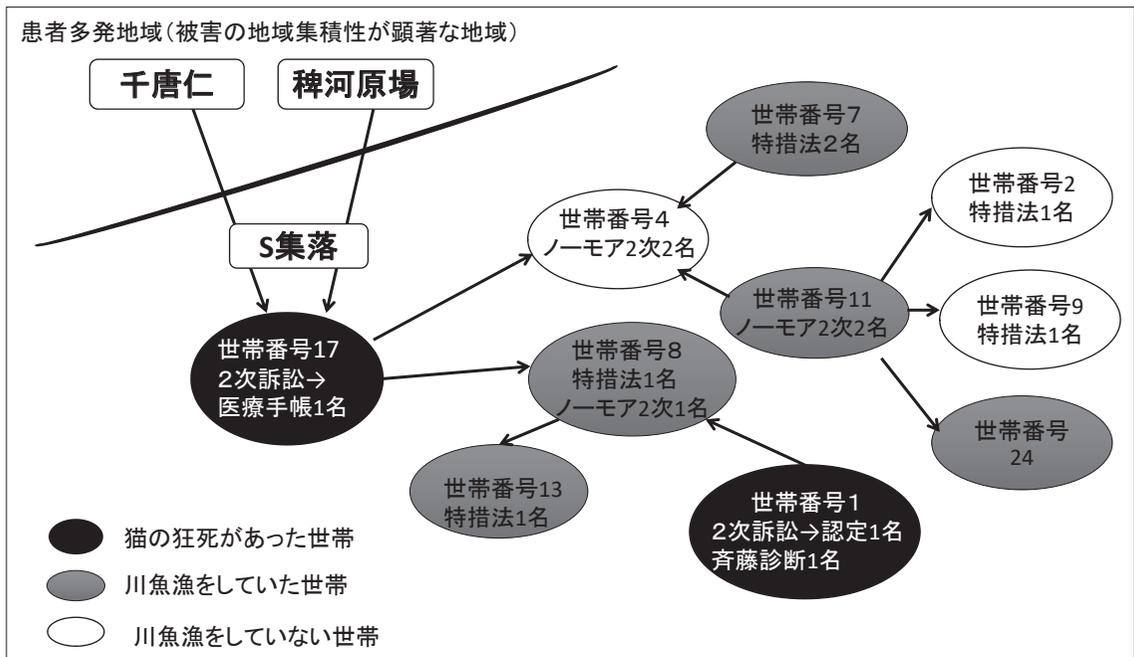


図1 犬猫の狂死が指摘される世帯と川魚の流れ

(注1) 斎藤診断の結果は不明である。

(注2) 図中の稗河原場は、住所としてはS集落であるが、社会関係上は稗河原場に属する世帯を意味している。

て頻繁に食べた。

- ③「くれるの当たり前、もらうの当たり前」の集落内には食の均一性があり、漁をする家も、そうでない家も、川魚を食べていた。
- ④したがって、被害の母数は川魚が汚染されていたときに、S集落に居住していた人と捉えるのが適当である。

また、S集落は、隣接する患者多発地帯の千唐仁を中心にした自主検診運動のなかで被害の訴えがあったが、その後、潜在化と顕在化を繰り返して現在にいたっている。そこから、以下の状況を確認できる。

- ⑤S集落で水俣病が問題になって以降、なんらかの顕在化行為をとった人がいる世帯は、36世帯中32世帯、52名となる。
- ⑥犬猫の狂死が記録されている世帯を中心に川魚の流れを追うと、漁をしていたか否かわからず、被害状況が連鎖している状況がみえる。
- ⑦集落内での食の均一性や被害の連鎖状況など、社会的文化的に把握される川魚の喫食状況からすると、水俣病に特有の症状を訴える被害者が、水銀に汚染された川魚の多食という疫学条件を満たしていると考えられることができる。

水俣病問題が長期化し、何度も最終解決がうたわれながら、なおも最終解決に至っていないのは、制度設計上の問題に負うところが大きい。水俣病は公健法によって認定されるが、その補償は公健法ではなく、補償協定によってなされる。

しかし、新潟水俣病の補償協定が結ばれた1973年から相当程度の年月がたち、広く被害者を救済していこうという意図から最終解決が求められたのである。あえて批判を恐れずにいえば、公健法から水俣病を外して補償協定とのリンクを切り、かわりに特措法を時限立法ではなく恒久法として水俣病の補償・救済制度を再構築すること

が考えられてもよかった。

もっとも、特措法は、自民党から民主党への政権交代間際に制定されたため、議論の時間が十分でなかったという事情もあったろう。最終解決が最終解決になるような制度設計がなければ、水俣病は終わらない。

注

- 1) 正式名称は「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」。
- 2) 以下、指示がないものは、2018年1月22日から24日に実施したS集落での聞き取り調査に依拠する。
- 3) S集落で新潟水俣病の最初の認定患者がでた当時は36戸であった。
- 4) 物々交換であっても「買う」と表現することがある。
- 5) ノーモア第2次訴訟原告および子世代の語りから漁業暦を復元した。住所上はS集落で社会関係上は隣接集落の地域では、ウグイを冠婚葬祭用に用いた、コイやフナは妊産婦や病人に食べさせるため珍重されていたという証言も残されていることから（二次訴訟原告番号49陳述書）、水銀汚染状況を示す指標とされたウグイを避けて喫食を継続してきた可能性も指摘しうる。
- 6) 阿賀野川の「安全宣言」（1978年）以降に舟を所有し、また鑑札を持った家を除く。なお、「安全宣言」とは、新潟水俣病の発生を受けて新潟県が行った、川魚の漁獲・食用規制の行政指導の解除のことである。
- 7) 第2次訴訟の陳述書（世帯番号17）による。
- 8) 旗野秀人氏の文書より。
- 9) 1993年12月、明和会役員Aさんへのヒアリングによる。
- 10) 1993年12月、明和会役員Bさんへのヒアリングによる。なお、共闘会議は、1970年に新潟県民主体水俣病対策会議（民水対）を発展的に解消し、多党派の組織として結成されたもので、共産党単独の組織ではない。
- 11) 1993年12月、旧安田町の被災者の会の認定患者Cさんへのヒアリングによる。
- 12) なお、1976年の段階で、「現在でもまったく食べな

くなったという者はほとんどなく、ミゴなどはなるべく食べないようにしている程度である」状況であることが当時の資料に記されている。

- 13) 運動の経過については関（2003: 199-218）も参照のこと。
- 14) マキとは、有賀喜左衛門のいう同族団のこと。マケ、イトウなど各地で呼称が変わる。ここでは親族集団をイメージされたい。
- 15) なお、住所がS集落だが、社会関係的には稗河原場集落に属する世帯を含めると、第2次訴訟の原告は3世帯4名となり、さらにS集落から転居した人を含めると4世帯5名となる。なお、「資料 S集落集落における世帯別被害顕在化状況」は前者を除外し、後者を含めてカウントしている。
- 16) 以下、世帯番号とは、「資料 S集落集落における世帯別被害顕在化状況」における世帯番号を示す。
- 17) 近隣地域に嫁いだ人を含めれば4世帯7名である。
- 18) なお、S集落では水田漁撈が行われていたことから、水銀系農薬の影響ではないかという疑問が生じるかもしれない。だが、「阿賀野川流域に散布されたフェニール系水銀農薬が同川へ流入していたことも可能性としては考えられるが、その量は極めて小さく、その中に含まれるメチル水銀化合物の阿賀野川の汚染に対する影響は無視しうるものと考えられる」と結論されている（1968年の「阿賀野川水銀中毒汚染に関する政府見解」）。そもそも、水田漁撈は全国的に農薬の多用によって姿を消していったものであり、S集落における川魚の汚染源としても考えにくい。

参考文献

- 「角川日本地名大辞典」編集委員会 1989『角川日本地名大辞典 15 新潟県』角川書店。
- 家庭電気機器変遷史編集委員会編 1979『家庭電気機器変遷史 創立30周年記念』家庭電器文化会。
- 1983『家庭電気機器変遷史 [追補版]』家庭電器文化会。
- 関礼子 2003『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』東信堂。
- 2015「水俣病『解決』のために如何なる制度を構想しうるか—新潟水俣病問題を中心に」衆議院調査局環境調査室『水俣病問題の概要』。
- 滝沢行雄 1979「新潟水俣病の疫学的研究」有馬澄雄編『水俣病——20年の研究と今日の課題』青林舎。
- 旗野秀人 1985「私と水俣病」『どんこん』No.3。
- 本間義治 1995『阿賀野川の陸水生物学的研究——新潟水俣病の原因究明との関連において』新潟日報事業社。
- 新潟県生活環境部 1979『阿賀野川水銀汚染総合調査報告書』新潟県生活環境部。
- 安室知 2005『水田漁撈の研究——稲作と漁撈の複合生業論』慶友社。

謝辞

本稿は科研費基盤研究(B)「語り継ぐ存在の身体性と関係性の社会学——排除と構築のオラリティ」(17KT0063、代表・関礼子)、基盤研究(A)「不確実性と多元的価値の中での順応的な環境ガバナンスのあり方についての社会学的研究」(16H02039、代表・宮内泰介)の研究成果である。

資料 S集落全世帯における被害顕在化状況（世帯別）

世帯番号	世帯別顕在化人数	自主検診	二次訴訟	行政認定	医療手帳	特措法救済	斎藤医師の診察	ノーモア1次	ノーモア2次	舟所有	猫狂死	川魚入手方法	魚種	備考
1	2	1	1	1			1				S37-38 頃	獲る、もらう。	フナ、ウグイ、ナマズ、ライギョ、アユ、ニゴイ、ハヤ、ナツメウナギ	
2	2	1				1						11からもらう。		
3	1	1				1								
4	3					1			2			アミ、釣り。親戚、7、17からもらう。	フナ、ハエ、コイ、ニゴイ、川ガニ、ナマズ	
5	1			1										
6	2					2								
7	2					2						獲る。		
8	2					1			1			獲る。1、17からもらう。		
9	1					1						11からもらう。		
10	1					1						釣り。		
11	3	1							2			ヤス、アミ、釣り。島瀬で一番多く魚を獲って近所に分けた。主に2、9、24に。	フナ、ニゴイ、コイ、ナマズ、川ガニ、オイカワ、アユ	
12	2	1				1				あり		釣り、アミ。		
13	1					1						釣り。8からもらう。		
14	3	1				2			1			アミ。		嫁いだ娘がノーモア2次原告
15	2					2						アミ（投網）、ヤス。		
16	2	1				1	1			あり		アミ（投網）、ヤス、釣り。		
17	1	1	1		1						S40 頃	アミ。千唐仁や稗河原場より。	ニゴイ、フナ、ナマズ、ハエ、アユ、マス	
18	1					1						釣り		
19	1					2								義父が特措法救済
20	1					1						釣り		
21	2					2								
22	2					2								
23	1	1			1									
24	1	1								あり*		アミ（投網）。11よりもらう。		
25	2					2								
26												親が釣り。		
27	2	2										獲る。		
28	3	2					1							
29	1	1					1							
30	1	1												
31								0						
32								0				釣り。		
33								0						
35	1	1						0						
36	2	2						0				アミ、釣り。親戚、7、17からもらう。		
計	52	19	2	2	2	27	4	0	6	3	2			

（出典）旗野秀人氏、共闘会議、阿賀野患者会より提供の資料および第2次訴訟原告陳述書から作成。

（注1）住所はS集落であるが、社会関係上、稗河原場に接続する世帯は含めていない。

（注2）近隣集落に婚姻などで居を移した方については備考に記すに留め、カウントしない。